



宮崎大学学術情報リポジトリ

University of Miyazaki Academic Repository

英国シティズンシップテキストブックの内容構成研究(2) : 2007年版カリキュラムに基づく内容構成

メタデータ	言語: jpn 出版者: 宮崎大学教育文化学部 公開日: 2014-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉村, 功太郎, Yoshimura, Kotaro メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10458/4831

英国シティズンシップテキストブックの内容構成研究 (2) -2007年版カリキュラムに基づく内容構成-

吉村功太郎

A Study on the Content Construction of Citizenship Textbooks in England (2) -Content construction based on the national curriculum revised in 2007-

Kotaro YOSHIMURA

1. はじめに

本研究は、英国（イングランド）の教科であるシティズンシップのテキストブック内容構成分析を通じて、シティズンシップのカリキュラム構造をテキストブックレベルで究明する継続研究である。

本研究に関する先行研究においては、2002年から設置された教科シティズンシップの中等教育段階における代表的なテキストの一つである *This is Citizenship 1* ならびに *This is Citizenship 2*¹⁾ を取り上げてその内容構成をカリキュラム論的な視点から分析した²⁾。分析にあたっては、2002年から実施された教科シティズンシップの指針である「シティズンシップのための教育と学校における民主主義の指導-教科シティズンシップのための諮問委員会最終報告書」³⁾（諮問委員長の名前をとって、一般的にクリックレポートと呼ばれている。以下、クリックレポート）に基づき、シティズンシップカリキュラムを構成している3つのストランドである「社会的・倫理的責任」(Social and moral responsibility)、「コミュニティへの関わり・参加」(Community involvement)、「政治的リテラシー・素養」(Political literacy) の中で、最も重視することを意図したと考えられる「政治的リテラシー」をどのように育成しようとしているのかを視点として分析を行い、その内容構造を明らかにした。その結果、分析対象としたテキストブックにおいて明らかになった点は以下の三点である。①「政治的リテラシー」を構成する要素的な学力はテキストブックで構成されている各授業にちりばめる形で組み込まれており、その組み込み方には一定の規則性や順次性を見出すことは困難であること。②「政治的リテラシー」があくまでもシティズンシップ教育のストランドとして設定されたものであり、カリキュラムの規則性や順次性を示すような系統的な軸の一つとして設定されているものではないという捉え方ができること。③要素的な学力を積み重ねた上でそれらを統合するという「達成指向型」ともいうべきカリキュラム構造ではなく、要素的な学習と統合的な学習を繰り返しながら、学力の総合性と実践性を常に高めていくという「形成指向型」ともいうべきカリキュラム構造であること。これらが、先行研究において明らかになったことである。

今回は、2007年に改訂されたイングランドのシティズンシップカリキュラム⁴⁾に合わせる形で作られた*This is Citizenship 1・2・3*の3冊⁵⁾を分析対象として取り上げ、その内容構成を明らかにする。2007年版のシティズンシップカリキュラムは、「多様性とシティズンシップ」⁶⁾(諮問委員長の名前をとって、一般的にアジェグボレポートと呼ばれている。以下、アジェグボレポート)が先のクリックレポートと合わせてその指針となっている。

アジェグボレポートは、2006年5月、当時の教育技能省が設立した「多様性とシティズンシップに関する審査グループ」に対してカリキュラムにおける多様性とシティズンシップについての審査を委嘱し、その結果として2007年1月に出された審査報告書である。この審査の背景には、2005年7月に発生したロンドン同時爆破事件がある。この事件の首謀者に英国生まれのムスリムが含まれていたことが英国社会に大きな衝撃を与え、宗教や文化、人種や民族、コミュニティやアイデンティティなどをめぐる課題が議論されるようになり、教育においてもそのような問題に現実的に対応することが求められるようになったのである。2006年に制定された「教育と審査に関する法(The Education and Inspections Act 2006)」では、コミュニティの結束を促進させることが学校の義務となったことが、この審査が委嘱された直接の理由だとも言えるであろう⁷⁾。

アジェグボレポートでは、「政治的リテラシー」などの3つのストランドに加え、「アイデンティティと多様性：英国とともに生きること」(Identity and Diversity : Living Together in the UK)が4つめのものとして加えられ、教科シティズンシップは、政治的主権者の育成とともに社会統合的な役割を重視する方向に変更が加えられたととらえられる。

本継続研究の目的は、英国の教科であるシティズンシップのテキストブックを取り上げ、その内容構成上の特質を明らかにし、シティズンシップのカリキュラム構造をテキストブックレベルで究明することであり、今回の研究では教科シティズンシップのカリキュラム改訂を受け、先行研究と同様、ストランドのうち「政治的リテラシー」の育成を中心に分析を行い、新たなテキストブックの構成がどのようになっているのかを明らかにする。

2. 教科シティズンシップの2007年版カリキュラム

教科シティズンシップは、2002年より英国の中等教育段階の公立学校に法令に定める必修教科として導入された⁸⁾。その当初のナショナルカリキュラムには、4つの到達目標と3つの領域⁹⁾からなる学習プログラムの主な内容項目とが示され、それとともに年間カリキュラムを作成する際に参考となるものとしてスキーム・オブ・ワークという事例が提示されていた¹⁰⁾。

2007年の改訂においては、教科シティズンシップの「目標」(表1)のもとに「キーコンセプト」(表2)と「キープロセス」(表3)が設定され、それらに基づくものとしてとらえられる「内容の範囲」(表4)と「学習機会」(表5)が示されている。

表1 教科シティズンシップの目標

<p>キー・ステージ3</p> <ul style="list-style-type: none">○子どもたちは、楽しみながら学びを進展させてその目的を達成するような、よりよい学習者となること。○子どもたちは、安全で健康的な、充実した生活を送ることができる、自信にあふれた個人になること。○子どもたちは、社会に積極的に寄与できる責任ある市民となること。

表2 教科シティズンシップのキーコンセプト

<p>キー・ステージ3</p> <p>1.1 民主主義と正義</p> <ul style="list-style-type: none">a 公共生活に影響力を行使するために必要な投票やその他の様々な決定活動に積極的に参加する。b 様々な状況場面において何が公正で何が不公正かを慎重に考慮し、正義が民主主義社会の基盤であることを理解し、秩序の維持と問題解決における法の役割を探究する。c 民主主義、正義、多様性、寛容、尊重、自由というものが、変化し続ける民主主義社会における異なる信念や背景、伝統を有する人々によってどのように価値付けられているのかを考える。d 政府を組織し、政権に就くということについて、市民や議会が果たしている役割を理解し、より良い説明ができるようになる。 <p>1.2 権利と責任</p> <ul style="list-style-type: none">a 様々な種類の権利と責任について理解を深め、それらが個人とコミュニティの両方にもどのように影響を与えるのかについての理解を深める。b 権利というものがバランスがとれ、支持され、保護されているものであることを補償する責任を、個人や組織、政府は負っているということを理解する。c 権利というものが互いに競い合い対立している様子を調査し、それらの権利のバランスをとろうとするためには大変つらく厳しい決断をする必要があるということを理解する。 <p>1.3 アイデンティティと多様性：英国で共に生きること</p> <ul style="list-style-type: none">a アイデンティティは複雑で時とともに変わりうるものであり、英国における市民というものがどのような意味を指しているのかという異なる様々な理解によって形作られているものであることを理解する。b 英国における国や地域、民族や宗教による多様な文化、集団、コミュニティを探究するとともに、それらが互いにどのように関わり合っているかについても探究する。c 英国と他のEU諸国との相互のつながりについて、英国と広い世界との相互のつながりについて考察する。d コミュニティの結合と、時とともにコミュニティに変化をもたらす様々な力について探究する。
--

表3 シティズンシップのキープロセス

キー・ステージ3

2.1 批判的思考と調査

生徒は以下のようなことができるようになることがめざされる。

- a 時事的で論争的な問題や課題を探究するときに、異なる様々な考えや意見、信念や価値に関与し、熟考すること。
- b 様々な情報や情報源を使って、問題や課題に関する調査を計画して実行すること。
- c 使用した情報源を分析／評価し、様々な価値や考え、視点を疑問を抱きながらとらえ、偏見や先入観があることを理解する。

2.2 支援と表明

生徒は以下のようなことができるようになることがめざされる。

- a 議論、公的なディベートや投票を通じて、他の人に自分たち自身の意見を表現して説明する。
- b 議論に関わりを持ち、異なる視点に配慮し、調査や行動、ディベートなどを通じて何を学んだのかを表現する。
- c 他の人に考え直させてその考えを変えさせ、自分の意見を支持してくれるように説得をしようとする理由を表明するなど、自分の主張を正当化する。
- d 賛成できるかできないにかかわらず、他人の意見を尊重する。

2.3 見識豊かで責任ある行動

生徒は以下のようなことができるようになることがめざされる。

- a 問題や課題において、本来の意図された目的を達成するための行動をとるための創造性豊かな方法を探究する。
- b 他の人に影響を与え、期待する変化をもたらす／望まない変化に抵抗しようとするために、シティズンシップ的問題において交渉し、計画を立てて実行することを、時間と資源を適切に使って個人で／他の人と一緒に取り組む。
- c 自分たちの行動がコミュニティや広い世界において、現在及び将来にわたってどのような影響を及ぼすのかを分析する。
- d 学んだこと、うまくいったこと、経験した難しさ、別のやり方でやった方が良かったことなどを評価し、自分たちで行ってきた状況をよく考えて振り返る。

表4 内容の範囲

<p>キー・ステージ3</p> <p>シティズンシップの学習は、以下のことを含むことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none">a 政治的権利、法的権利、人権、市民としての責任b 法と司法制度の役割、およびそれらが若者にどのように関係しているのか。c 英国及び地方レベルの構成要素における議会制民主主義と政府の重要な特徴（投票と選挙を含む）。d 言論と多様な意見の自由、世論を形成し世論に影響を及ぼすとともに、権力の座にある人々の責任を問うというメディアの役割e 各個人、グループ、組織が、コミュニティや周囲の情勢に対して影響を与えるような決定を行いうるような活動。f 地方や国家レベルでの意見の不一致や対立を扱う方法論g 地域コミュニティにおける人々のニーズ、およびそれらが公共サービスや民間の奉仕団体などとどのようにして結びつけるのか。h 経済的決定はどのようにして行われているのか（公の資金はどこから来るのか、それをどのように使うということを誰が決めているのか、等を含む）。
--

表5 カリキュラムにおける学習機会

<p>キー・ステージ3</p> <p>カリキュラムは、以下のような学習機会を生徒に提供することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none">a デイバート グループもしくはクラス全体での話し合い。時事的で論争的な問題（若者にも関係するような問題を含む）。b シティズンシップスキルを活用して、シティズンシップに関する知識理解を深める。c 異なる様々な役割と責任を負うような個人での／グループでの活動。d 学校ベースのシティズンシップ的活動、ならびにコミュニティベースのシティズンシップ的活動の両方に参加する。e 意思決定活動やキャンペーン活動などを含む、個人的活動や集団活動といった様々な形態の活動に参加する。f 可能であれば、様々なコミュニティパートナーと一緒に活動する。g 異なる様々な政治的問題や課題について、法的、道徳的、経済的、環境的、歴史的、社会的な側面から幅広く考察を加える。h 学校、地域社会、地方、国、ヨーロッパ、国際、グローバルなど、様々な幅広い文脈において、関連する様々なトピックについて考察を加える。i 情報源として、また意見交換の方法として、様々なメディアやICTを活用する。j シティズンシップの学習を、カリキュラム上の他教科その他の領域の学習とリンクさせる。

表1で示したように、カリキュラムの「目標」は具体的な人間像ともいうべき形で表現されており、シティズンシップカリキュラムが育成を目指す市民像を達成目標として示していることがとらえることができる。

表2で示したカリキュラムの「キーコンセプト」は、「1.1 民主主義と正義」「1.2権利と責任」「1.3 アイデンティティと多様性：英国で共に生きること」の3領域から構成されており、「目標」で示したような市民になっていくためには、どのようなことを理解して身につけることが必要だと考えているのかを示したものである。ここで理解することとして求められていることは、単なる情報として知識を蓄積するということではなく、それらの知識を様々な知的スキルと合わせて活用しながら、社会に関する調査や検証、思考や表現、探究や思索などを行っていくことを可能にするような、社会的能力の基盤となるような理解のことを指していることがとらえられる。

表3に示したように、カリキュラムの「キープロセス」は、「2.1 批判的思考と調査」「2.2 支援と表明」「2.3 見識豊かで責任ある行動」の3領域から構成されており、「目標」で示したような市民になっていくためには、どのような行動ができるようになることが必要だと考えているのかを示したものである。ここで行動として求められていることは、単なる技術的なスキルの活用としての行動ではなく、問題意識を持って社会に関する調査や検証、思考や表現、探究や思索などを行っていくことを可能にするような能力及びそれらの能力の主体的な発露ともいえるべき市民としての態度をも含むものであることがとらえられる。

社会の担い手としての市民を育成するためには、知識や技能に裏付けられた社会的能力を向上させていくことが重要であり、教科シティズンシップの学習内容と学習方法は、このような能力をベースとしたものとして編成されることになる。

表4で示したカリキュラムの「内容の範囲」は、「キーコンセプト」や「キープロセス」をふまえて学習内容として盛り込むことが望ましいとされる知識・技能を具体的に示したものであり、表5で示したカリキュラムの「学習機会」は、「キーコンセプト」や「キープロセス」で示された学力を育成するために導入することが望ましいとされる具体的な学習活動を示していることがとらえることができる。

1999年版の旧カリキュラムが4つの到達目標（表6）ならびに3領域からなる学習プログラムの主な内容項目が示され、参考資料としてのスキーム・オブ・ワークが補助的に提示されていたのに対し、新カリキュラム（2007年版）は3つの目標のもとに、市民として求められる実質的な内容を伴う「キーコンセプト」と、市民として求められる能力・態度的なものを伴う「キープロセス」が示され、さらにそれらを具体化したものとして「内容の範囲」と「学習機会」が提示されている。なお、新カリキュラムにおいてはスキーム・オブ・ワークにあたる年間指導計画例のようなものは提示されておらず、カリキュラムに基づいた各学校におけるシティズンシップ年間指導計画を創意と工夫のもとに編成することが求められている。

表6 旧カリキュラム（1999年版）におけるシティズンシップの到達目標（要約）

<p>キー・ステージ3</p> <p>○子どもたちは、次のトピックについての知識の理解を示す。 市民としての権利、責任、義務 ボランティア団体の役割 政府の形態 公的サービスの供給</p> <p>○子どもたちは、人々がメディアも含め、どのような手段で情報を得て、どのように意見が形成され、表現されるのかについての理解を示す。</p> <p>○子どもたちは、社会における変革はどのようにして、またなぜ起きるのかについての理解を示す。</p> <p>○子どもたちは、学校やコミュニティを拠点とした活動に参加し、自分自身や他人の行動やふるまいについての責任を表明する。</p>

表7 旧カリキュラム（1999年版）におけるシティズンシップの学習プログラム

<p>キー・ステージ3</p> <p>1. 学識ある市民としての知識・理解</p> <ul style="list-style-type: none">a 社会の基盤となる法律、人権、および責任、犯罪に関わる裁判制度の基礎、若者との関わりb 連合王国における国家の多様性（地方 民族 宗教）とその相互理解と尊重c 中央政府と地方政府、提供する公共サービスとその財政d 国の議会やその他の政府機関e 選挙制度と投票の重要性f ボランティア団体の地域、国家、国際的なレベルでの活動g 公正な紛争解決の重要性h 社会におけるメディアの重要性i グローバルなコミュニティとしての世界、その政治的・経済的・環境的・社会的関わり、EUや英連邦、国連の役割 <p>2. 探究とコミュニケーションの技能</p> <ul style="list-style-type: none">a ICTを含む様々な情報ソースの分析（時事的、政治的、精神的、道徳的、社会的、文化的な論争問題）b それらの問題や出来事について口頭や文書での意見を表明するc グループやクラスでの討論やディベートへの参加 <p>3. 参加と責任ある行動に関する技能</p> <ul style="list-style-type: none">a 他者の経験を想像力豊かに考察し、他者の意見について考え、表現するb 学校や地域における活動において、交渉、決定を行い、責任を果たすc 参加の過程についてふりかえる

なお、これまで示してきたように、英国シティズンシップのナショナルカリキュラムの内容は簡潔なものにとどまっている。英国で開発されているテキストブックや教材集のレベルでは、ナショナルカリキュラムの要素に基づきながらも、多様なものが編集・出版され、学校現場においても活用されている。したがって、簡潔なナショナルカリキュラムに代わり、カリキュラムをより具体化しているテキストブックに焦点を当て、その内容構成をシティズンシップという教科の理念や目的と照らし合わせながら検討することで、実践プランレベルでのカリキュラム上の特質をより明らかにすることが可能になると考えられる。

今回も引き続きテキストブックを分析対象とするのはこのような理由からであり、新旧のカリキュラムを比較する上で、先行研究において取り上げたテキストブックの改訂版である *This is citizenship 1・2・3* を取り上げ、「政治的リテラシー」を中心領域とした場合¹¹⁾ に考えられる5つの授業分類を提示する。その上で、テキストブックが示している単元の授業内容を5つの授業分類を使って分析し、テキストブック全体の内容構成上の特質を明らかにし、シティズンシップカリキュラム上の特徴を示すこととする。

3. 政治的リテラシーの育成を中心とした授業

政治的リテラシーを中心視点としてシティズンシップの授業の特質を明らかにすることを目的とした先行研究では、以下の①～③の手順による分析を行った。①教科シティズンシップ設置の基盤となる答申とされているクリックレポートをもとに、政治的リテラシーの概念とその背景にある政治のとらえ方を明らかにする。②クリックレポートに依拠する形で政治的リテラシーの育成方略を明らかにする。③その上で、*This is citizenship 1・2・3* を例に、政治的リテラシーというストランドを視点として授業をみていった場合、どのような特質があり、どのような課題があるのかについての考察を加える。

本継続研究では、基本的には上記のような3つの手続きを踏襲しつつ、④2007年のカリキュラム改訂において付け加えられた4つ目のストランドである「アイデンティティと多様性：英国でともに生きること」がどのような内実を持ち、⑤テキストブックの内容構成においてどのように位置づけられ、取り扱われているのかを明らかにする。

(1) 政治的リテラシーの概念と背景にある政治観

先行研究で明らかにしたとおり、政治的リテラシー (political literacy) とは、公共空間としての社会において、社会の出来事をその背景までも含めて良く理解し、自分を含めた多くの人々からなる社会にとってどのような影響があり、それに対して自分はどのように考えて結論を下し、自分の結論を社会に反映させるためにどのような行動を起こすことが適切なのかを判断できるような総合的な能力であるということがいえる。それは、主権者として民主主義社会を他の人とともに担っていく市民としての資質・能力であり、知識や技能、価値を学習して活用することが、そのような資質・能力の基盤であると考えられているといえるであろう。政治的リテラシーとは、社会を読み解き、社会的な判断としての意思決定を行い、その判断を社会に反映させる行動を通じて社会参画をより効果的に行うためのスキルと定義づけられるであろう。

したがって、政治的リテラシーは、公共空間としての社会における様々な問題状況を対象とするものであり、単なる国や地方公共団体が主体となる行政に限定するものではないというこ

とができる。政治とは、人々が公共生活をおくる上で体験している日常の社会・経済問題をめぐる意思決定や紛争解決といった動きそのものであり、ルールや法、福祉や教育などの社会財の分配といった公正に関わる問題、権利と責任に関する問題、公に対する説明責任など、様々な社会的問題をめぐる問題解決の動きそのものである。

政治的リテラシーは、社会的問題をめぐる現実社会の様々な動きを読み解き、適切な判断と行動によって社会的問題のより良い解決に主体的に参画するための知識、技能、態度を含む総合的な能力であるといえることができる。

(2) 政治的リテラシーの育成方略

教科シティズンシップでは、政治的リテラシーを政治の理念や政治組織に関する単なる知識といった狭い範囲を超え、現実社会における社会的問題の効果的な問題解決に参画するための総合的な能力であるにとらえ、現実の社会的な論争問題を教材として取り上げ、問題の背景や様々な論点を把握し、自らの意見を構築するような学習を組織することで、その育成をはかろうとしている。もちろん、シティズンシップ教育は論争問題の学習に終始するわけではない。言語や数に関する教科によって言語リテラシーや数的リテラシーの習得も重視されているし、社会的・倫理的責任に関する学習や社会や政治に関する知識の学習も重視されている。政治的リテラシーとは、知識、技能、価値などを現実の社会的・政治的状况に応用する総合的な能力であり、他教科での学習内容も含めた多様な学力の習得を基盤とし、それらを適切に活用し、自ら適切だと思える判断と行動を導き出し、社会的・政治的な問題の解決に影響を及ぼすことを可能にするような能力である。そのような実践的能力は、まさに社会的論争問題に小さな市民として取り組むことを通じて、実践的に育成されることがめざされている。

(3) 「アイデンティティと多様性：英国でともに生きること」の取り扱い

アジェグボレポートで中心的な課題とされている「多様性とシティズンシップ」は、思い切った言い方をすれば、教育における文化的継承と社会統合をどのように考えるかということだとも言える。このような課題は、教科シティズンシップだけのものではなく、歴史や地理をはじめ、教育全体が担うべき課題だとも言える¹²⁾。アジェグボレポートは、教科シティズンシップを主な評価対象にしながら、以下のような5点に要約できる審査結果を出している¹³⁾。

- ①価値の多様性の教育は一様ではなかった。
- ②その理由として考えられるのは、「多様性の教育をどのようにカリキュラムの中で関連させるのが明確でない。」「多様性の教育に関して教師の研修が不十分であり、そのため教師の力量不足、認識の欠如のため明確な教育の目標がない。」「多様性の教育を緊急の課題と考えていない。」「多様性の生きた教材であるはずのコミュニティとの連携が難しい。」「人種に関するステレオタイプが多様性の教育の展開を阻んでいる。」ことである。
- ③イギリスを母国とする白人の生徒に、アイデンティティの認識がない場合が見られる。
- ④教師の研修、特にマイノリティの教師の養成が必要である。
- ⑤多様性の教育を充実させるためには、OFSTEDや学校向上パートナーシップ、あるいはQCA、LEA等との定期的な連携が必要である。

このように、アジェグボレポートは価値の多様性を全面に押し出しながら、その一方でコミュニティの結束を促進させることを求められた学校教育の役割をどのように果たしていくのかということ、教科シティズンシップに盛り込むという課題に挑んだともいえる。そして、その結果が第4のストランドである「アイデンティティと多様性：英国でともに生きること」の提唱であったといえる。

アジェグボレポートによれば、この第4の柱は次の3つのような概念を持っているとされる。

- ①民族性、宗教、人種について批判的に考えること。
- ②政治的課題や価値とはっきり関連を持たせること。
- ③シティズンシップに関連する現代社会の問題について詳しくなるために、近代史を教えること。それは、次の4つのことと関連する。「連合王国が多国籍であるという現状」「移民」「イギリス連邦と大英帝国の遺産」「EU」

そして、マイノリティだけでなくマジョリティにおいても課題となっている英国人としてのアイデンティティへの揺らぎや欠如に対し、「イギリスらしさ・イギリス人らしさ(Britishness)」を教育に盛り込むことをアジェグボレポートは主張している。しかし、「イギリスらしさ・イギリス人らしさ」の内実は明確には示されておらず、その内容においては様々に議論されている。もっとも、価値の多様性を前提とする立場からすれば、なんらかの特定の価値に基づく「イギリスらしさ・イギリス人らしさ」を固定的・絶対的なものとして提起することはあり得ないであろう。むしろ、「イギリスらしさ・イギリス人らしさ」を、英国社会で共に生きる市民としてシティズンシップに関連する現代社会の問題を共に考え、議論し、問題解決を行うという、共に社会を担うという意識の醸成の中に、価値多元社会としての英国社会を生きる市民としてのアイデンティティ、あるいは「イギリスらしさ・イギリス人らしさ」を各人が追求するという共同行為への行動が、社会統合の源であると考えているとも解釈できる可能性がある。

しかし、本論で分析対象とするテキストブックでは、ナショナルカリキュラムの3つの「キーコンセプト」のうち、「民主主義と正義」「権利と責任」については各単元および各授業の内容との対応が明示されているが、3つ目の「アイデンティティと多様性：英国でともに生きること」については明示されていない。したがって、テキストブックの分析にあたっては、社会問題を考える過程の中で「イギリスらしさ」あるいは「アイデンティティ」の醸成に関連があると考えられるものを抽出することで、対応を示すこととする。

4. テキストブックにおける政治的リテラシーの扱い

- *This is citizenship 1・2・3* の場合

本小論では*This is citizenship 1・2・3*を取り上げてその内容構成を明らかにするが、これらのテキストはセットのものとして開発されている。そこで、まずこれらのテキストの特徴に簡単に触れることでそれぞれの位置づけを明らかにした上で内容分析を行うこととする。

(1) *This is citizenship 1・2・3*の位置づけ

This is citizenship 1 (以下、テキスト1)、*This is citizenship 2* (以下、テキスト2)ならびに*This is citizenship 3* (以下、テキスト3)は、前期中等教育段階に相当するKey Stage 3のyear 7-

9(日本の中学校1－3年生に相当)用に開発されたシティズンシップのテキストブックである。

それぞれの位置づけは、テキスト1が基礎的な内容に基づいたyear 7-8を主な対象とするもの、テキスト2はテキスト1で培われたスキルや理解を基盤とし、より多くのトピックを学習に導入することを目的とするyear 8-9を対象とするもの、テキスト3はテキスト1・2の学習の上で、Key Stage 3のシティズンシップに更に求められている内容を学習として提示するものである。

これら3冊のテキストは、1から3へと段階的により詳細な情報と複雑な内容を盛り込むことによって、教科としてのシティズンシップが求めている内容を網羅できるようにしたものとされる。例えば、各テキストの第1単元は権利、責任、法、司法、公正といった内容を学習する単元であり、カリキュラム上の「キーコンセプト」「1.2 権利と責任」に相当すると考えられる単元であるが、各テキストによって内容の位置づけが多少異なっているととらえることができる。テキスト1は単純化した仮想社会や身近な事例を提示し、公正・不公正、権利と責任といった概念を活用できる形で習得させようとしている。一方、テキスト2は英国社会における若者の暴力や違法行為といった年代的に身近な事例を提示し、自分たちと法との関係、若者の違法行為、少年司法制度などの学習を通じて自分たちの行動に社会的・自律的規制をかけるかのような学習を行うことを意図しているようにとらえられる。また、テキスト3は、犯罪やテロリズムが実際に起きる社会状況の中で、個人の人権保障と社会全体の安全確保との関係をどのように考えるのかといった社会的論争問題を理解するような構成になっている。

また、テキスト2や3では、知識内容が詳細で複雑なものになっていることから、事例となる教材や学習方法もより複雑で高度なものが盛り込まれる形になっている。テキスト内で取り上げられる事例では、テキスト1が生徒の生活実感に近いものを比較的多く取り上げるのに対し、テキスト2・3ではより現実社会に近い（したがって、生徒の生活実感からは比較的遠くなる）ものが取り上げられる傾向にある。

これら3種類のテキストは、次頁以降の表8、表9、表10のようにそれぞれ3つの単元から構成されているが、基本的には「権利と責任、法と司法、など（第1単元）」「社会と政治 民主主義と正義、など（第2単元）」「国際社会、社会問題と人権、など（第3単元）」という内容構成になっているととらえられる。これらは、ナショナルカリキュラムと必ずしも整合性を持っているとはいえないまでも、「キーコンセプト」との対応として大まかにいえば、第1単元が「1.2 権利と責任」、第2単元が「1.1 民主主義と正義」、第3単元が「1.3 アイデンティティと多様性：英国で共に生きること」に相当しているととらえることもできるであろう。

いずれにしても、社会・政治に関する主要概念や制度・システムなど、知識的な内容区分によって単元は構成されていると考えられ、政治的リテラシーなどの3つのストランドの要素は、各単元の学習内容・学習活動の中に適切に組み込まれているととらえられる。先にも述べたように、政治的リテラシーの育成のためには社会的論争問題についての異論を通じて、問題状況とその背景を理解し、自分なりの意見を構築することが重要であるが、その他にも、政治的リテラシーの基盤として社会や政治に関する知識や技能、価値などの学習が重視されていた。これらの内容は、本教科書の各単元の中に適切に組み込まれているが、本小論では仮説的に「A：社会や政治に関する概念的知識や価値を学習する授業」「B：社会や政治のシステムに関する知識を学習する授業」「C：社会を複数の視点から多面的、批判的にとらえて社会的判断を行うための技能や価値観を学習する授業」「D：社会や政治のシステムに参加して影響力を及ぼすため

の参加技能を学習する授業」「E：社会的論争問題に関する議論を通じて政治的リテラシーを総合的に学習する授業」の5つに区分して該当する授業を提示し、その特質を明らかにする。なお、A～Dの授業タイプは、政治的リテラシーを構成する重要な要素のいずれかに重点をおいて構成されたものであり、Eの授業タイプは、前者の4つの授業タイプで育成された学力を基盤として政治的リテラシーを総合的かつ実践的に育成するものとして構成されたものであると仮説的にとらえることとする。

表8：This is citizenship 1 の内容構成（吉村作成）

単元（章）	内容項目（章・節の題目）	授業分類*1						ナショナルカリキュラム*2
		A	B	C	D	E	Br	
1. ルール 公正 子どもの権利と義務 発言と生徒会 ディベートのスキル	〔ルールと公正、権利と責任〕 1.1 あなたはホフ星に行きたいですか。 1.2 校則は公正か。 1.3 不公正である！ 1.4 全ての子どもはどのような権利を持っているか。 1.5 人は持ちつ持たれつ 1.6 誰の責任か。 1.7 声を挙げよう 1.8 ディベートに参加しよう	○		◎	○	○		1.1(a) (b) 1.2(a) (c) 2.1(a) 2.2(a) (c) (d) 2.3(a)
2. コミュニティとアイデンティティ コミュニティへの所属 異なるアイデンティティ コミュニティで共に暮らす 市中心部の再開発 変化 コミュニティをまとめる 持続可能なコミュニティ 作り 調査スキルの発達	〔コミュニティとアイデンティティ〕 2.1 コミュニティへの所属 2.2 アイデンティティ 2.3 コミュニティで共に暮らす 2.4 自分の街の中心部をどのように変えればよいか 2.5 あなたは良い市民か、それとも活動的な市民か 2.6 何でも変えることができるのか 2.7 自分たちのコミュニティをどのようにして持続可能なものにしていけるのか 2.8 コミュニティをまとめる	◎	○				◎	1.1(c) 1.2(c) 1.3(a) (b) (d) 2.1(a) (b) 2.2(a) (b) 2.3(a) (b) (c)
3. 外国とのつながり 世界における富める国と 貧しい国のイメージ 児童労働 フェアトレード チャリティの働き ツーリズムの影響 キャンペーンを行うスキル	〔グローバル市民になる〕 3.1 外国についてどのようなことを知っていますか 3.2 あなたはどのような形で外国とつながっていますか 3.3 困難な労働をする人々 3.4 フェアトレードとは何か 3.5 募金はどのようにして人々を助けているのか 3.6 ツーリズムはどのようにして影響を人々に与えているのか	○	◎	○			○	1.1(b) 1.2(a) (c) 2.1(a) (b) 2.2(a) (b) (d) 2.3(a) (b)

*1：「授業分類」のA～Eは、それぞれ「A：社会や政治に関する概念的知識や価値を学習する授業」「B：社会や政治のシステムに関する知識を学習する授業」「C：社会を複数の視点から多面的、批判的にとらえて社会的判断を行うための技能や価値観を学習する授業」「D：社会や政治のシステムに参加して影響力を及ぼすための参加技能を学習する授業」「E：社会的論争問題に関する議論を通じて政治的リテラシーを総合的に学習する授業」を表し、記号はそれぞれその授業とA～Eの授業要素との関係を示している。なお、この関係は、テキストブックや教師用書などに示されているものではなく、吉村独自の分析に基づくものである。◎印：関係が深い、○印：関係がある、無印：関係が浅いか無い

*2：「ナショナルカリキュラム」は、教科Citizenshipのナショナルカリキュラムに提示されている「キーコンセプト」「キープロセス」の項目のうち、この単元に該当するものであり、テキストの教師用書に明示されている。

表9：This is citizenship 2の内容構成（吉村作成）

単元（章）	内容項目（章・節の題目）	授業分類*1						ナショナルカリキュラム*2
		A	B	C	D	E	Br	
1. 法と若者 反社会的行為 少年司法システム 裁判と判決 犯罪の結末 論争スキルの発達	〔ルールと公正、権利と責任〕 1.1 若者に対して法はどのように影響を及ぼすのか。 論争スキルの発達 1.2 若者はなぜ法を破るのだろうか。 1.3 若者はなぜギャングにあこがれるのか。 1.4 若い違法行為者が捕まったとき、彼らに対して何が起きるのか。 1.5 少年裁判 1.6 判決 1.7 犯罪の結末 1.8 少年犯罪者対応組織 振り返り	○	○	◎	○			1.1(b) 1.2(a)(c) 2.1(a) 2.2(a)(c)(d) 2.3(a)
2. 地方政府はどのように機能するのか 投票と選挙 地方政府における意思決定 ステレオタイプと人種差別 地域社会で共に生きる 学校と地域社会 調査スキルの発達	〔地域コミュニティと地域政府〕 2.1 ご近所で誰が問題解決を支援していますか 2.2 あなたの地域社会に影響を及ぼすような決定は誰が下していますか 2.3 スーパーマーケットがやってくる 2.4 そのために支払ったサービスを受けているか 調査スキルの発達 2.5 人々がうまくやっていくために何が助けになるか 2.6 ステレオタイプとは何か、それが一体何なのか 2.7 人種差別の影響 2.8 学校と地域社会 振り返り	○	◎	◎	○	○	○	1.1(c) 1.2(c) 1.3(a)(b)(d) 2.1(a)(b) 2.2(a)(b) 2.3(a)(b)(c)
3. 人権 現代の奴隷と人身売買 人々の移動 欧州での移住 難民 報道の自由 声を挙げる キャンペーンを行うスキルの発達	〔人権とグローバルコミュニティ〕 3.1 ホフ星における市民の権利についての調査 3.2 人権とは何か キャンペーンを行うスキルの発達 3.3 それがグローバル世界だ！ 3.4 欧州での移住 3.5 難民 3.6 報道の自由 3.7 報道への苦情 3.8 声を挙げる 振り返り	○	◎	○	○	○	○	1.1(b) 1.2(a)(b)(c) 2.1(a)(b)(c) 2.2(a)(b)(d) 2.3(a)(b)

* 1 および * 2 については前ページの表8を参照。

表10: *This is citizenship 3* の内容構成 (吉村作成)

単元 (章)	内容項目 (章・節の題目)	授業分類*1						ナショナルカリキュラム*2
		A	B	C	D	E	Br	
1. 人権 権利と警察 テロリズム 監視社会とプライバシー 情報公開 機会の平等	[ルールと公正、権利と責任]							1.1(b)
	1.1 人権と市民的自由-正しいのか誤っているのか	○	○	○	○			1.2(a)(c)
	1.2 人権法	○	○	○				2.1(a)(b)
	1.3 権利と警察	○	○	○	○			2.2(a)(b)(c)
	1.4 テロリズムにおける法	○	○	○	○			2.3(b)
	1.5 監視社会	○	○	○	○			
	1.6 情報公開	○	○	○	○			
	1.7 機会の平等	○	○	○	○			
	1.8 全ての人にとってのアクセス 振り返り	○	○	○	○	○		
2. 民主主義社会に生きる 政党 選挙 議会 圧力政治 政府と内閣 王制	[国の政府と政治]							1.1(a)(b)(d)
	2.1 あなたが住みたいと思うのはどんな国?	○	○	○	○			1.2(b)
	2.2 政党	○	○	○	○	○		2.1(a)(b)
	2.3 どのようにして内閣の閣僚になるのか	○	○	○				2.2(a)(b)(c)
	2.4 下院議員はなにをしているのか	○	○	○				(d)
	2.5 国会議事堂では何が行われているのか	○	○	○	○	○		2.3(a)(b)(d)
	2.6 圧力政治	○	○	○	○	○		
	2.7 英国はどのようにして統治されているのか	○	○	○	○	○		
	2.8 英国において王制は未来があるのか 振り返り	○	○	○				
3. グローバル問題 ヨーロッパ連合 イギリス連邦 国際連合 紛争解決	[ブリテンと世界]							1.1(a)(c)
	3.1 グローバル問題の解決			○	○	○		1.2(a)(b)(c)
	3.2 ブリテンとヨーロッパ連合	○	○	○				1.3(c)
	3.3 イギリス連邦は何のためにあるのか	○	○	○				2.1(a)(b)(c)
	3.4 国際連合は何のためにあるのか	○	○	○				2.2(a)(b)(c)
	3.5 世界において問題解決がなぜそんなにも難しいのか 振り返り	○	○	○				2.3(a)(b)

* 1 および * 2 については前ページの表 8 を参照。

5. 政治的リテラシーから見た *This is citizenship 1・2・3* のカリキュラム論的構造

本論の目的は、英国シティズンシップ教育における 4 つのストランドのうち、政治的リテラシーを中心として、実践カリキュラムとしてのテキストブックの内容構成上の特質を明らかにすることであった。政治的リテラシーは、民主主義社会における効果的な社会参加を可能とする総合的な実践的能力であるととらえられることからその内実は多岐にわたると考えられるため、ここでは政治的リテラシーを扱う授業を要素的に次の 4 つ (「A: 社会や政治に関する概念的知識や価値を学習する授業」「B: 社会や政治のシステムに関する知識を学習する授業」「C: 社会を複数の視点から多面的、批判的にとらえて社会的判断を行うための技能や価値観を学習する授業」「D: 社会や政治のシステムに参加して影響力を及ぼすための参加技能を学習する授業」) に区分して考えるとともに、それらを統合する形で政治的リテラシーを総合的・実践的に育成しようとする授業 (「E: 社会的論争問題に関する議論を通じて政治的リテラシーを総合的に学習する授業」) というものとしてとらえることとした。

このような区分をもとに、テキストブック *This is citizenship 1・2・3* の全授業を発表者の責任において分析した位置づけを示したものが、先に示した表8・表9・表10の右側にある授業分類の欄である。もちろん、政治的リテラシーは総合的な能力としてとらえられるところから、各授業を個別の要素を純粹に代表する授業として位置づけることは難しく、こちらで設定したA～Dのどの部分が色濃く出ているかということで考える手法をとっている。

表8・表9・表10から言えることは、先行研究と同様、政治的リテラシーを構成する要素的な学力は、テキストブックの各授業のあちらこちらに組み込まれており、その組み込み方の中に、一定の規則性や順次性を見いだすことは困難だということである。仮に、政治的リテラシーを系統的な軸として考えたとするならば、おそらくは先に挙げた要素的区分のA～Dのような授業が段階的に積み上げられ、最終的にそれらを統合する形でEのような授業が設定されるというカリキュラム構造になるであろう。

しかし、少なくとも本テキストブックを見る限り、シティズンシップ教育は要素的な学力の積み重ねとそれらの統合による学力の完成というカリキュラム構造ではなく、要素的な学習と統合的な学習をくり返しながらか、学力の総合性と実践性を常に高めていくという、螺旋的とでも表現できるカリキュラム構造を持っているのではないかと考えられる。学力を系統的な構造としてシステマティックに積み上げて行くというよりも、同じようなことを何度も繰り返しながら、螺旋的に緩やかに、試行錯誤をしながらも緩やかに向上していくことをめざすような考え方なのではないかと考えられる。

もちろん、このような考え方に基づくカリキュラムでは、要素の積み上げとして学力を考えるカリキュラムよりも、到達目標や評価規準の設定において、格段に難しくなると言えるであろう。しかし、要素としてではなく総合的な実践的能力としての政治的リテラシーは、民主主義社会を担う主権者として権利を行使し責任を負う、教養ある実践的な市民を育成するという意味では、重要なものであると考えて良いであろう。

6. 「アイデンティティと多様性：英国でともに生きること」の取り扱いと「政治的リテラシー」の関連－まとめに代えて

「アイデンティティと多様性：英国でともに生きること」に関連する内容と判断できる箇所については、表8～10の授業分類の「Br」に丸印を記載した。おおむね、テキスト1の第2単元及び第3単元、テキスト2の第2単元及び第3単元、テキスト3の第3単元が内容として取り扱われていると解釈できる。ただし、先にも述べたとおり、何らかの具体的な「イギリスらしさ・イギリス人らしさ」を示して理解させたり受容させたりするような授業内容にはなっていない。逆に、人種や言語、社会的地位やその時その時の境遇が様々な人々が登場し、そのような人々と共に生きる社会でどのような問題解決が望ましいのかを考えるような学習活動が組まれている。あるいは、外国の状況やグローバル化の進展から発生する様々な問題を認識し、その解決に向けて努力している様々な事例に触れることで、自分が社会でどのように生きていくのかを考えさせるようなものとしても授業が組まれている。

その点では、本テキストブックは、英国社会の多様性や諸外国の事情、また英国がおかれている国際的な立場などに触れさせ、自らとは異なるという様々な異質性に触れさせることで、多様性に気付かせると共に他者とは異なる自己という認識を深めさせることをねらいとして併せ持っているということが言える可能性がある。本テキストブックのシリーズは、基本的には

「政治的リテラシー」の育成を主眼としていると考えられるが、先行研究で分析した前シリーズから比較して単元構成が整理されており、その分、社会の多様性やその中で生きる自己を認識させることをねらいとするような内容が意識して設定されているようにも解釈できる。

アジェグボレポートが教科シティズンシップの課題だとした「アイデンティティや多様性と政治的リテラシーとの関連付け」は難しい課題であり、今回のテキストブックの分析によっても明らかにできたとは言えない。今回の研究は、先行研究で採用した「政治的リテラシー」の育成過程を中心に分析する手法を継続して使ったが、カリキュラム改訂で付加された「アイデンティティや多様性」と既存の「政治的リテラシー」との関連性を見ていくためには、さらに別の分析手法を考えて採用する必要があるのではないかと考えられる。

カリキュラムが内包する教育理念の分析と並行しながら、具体物であるテキストブックの新たな分析枠組みを構築することが、今後に残された大きな課題である。

〔注〕

- (1) Terry Fiehn, *This is Citizenship 1*, John Murray, London, 2002. Terry Fiehn, *This is Citizenship 1 teachers resource book*, John Murray, London, 2002. Terry Fiehn, *Jukia Fiehn, This is Citizenship 2*, John Murray, London, 2002. Terry Fiehn, *Jukia Fiehn, This is Citizenship 2 teachers resource book*, John Murray, London, 2002.
- (2) 吉村功太郎「英国シティズンシップテキストブックの内容構成研究：政治的リテラシーの育成を中心に」『研究論文集－教育系・文系の九州地区国立大学間連携論文集－』Vol.5, No.2, 2012. (<http://ir.lib.miyazaki-u.ac.jp/dspace/handle/10458/3574>)
- (3) DfEE, QCA “Education for citizenship and the teaching of democracy in schools, Final report of the Advisory Group on Citizenship 22 September 1998” 1988, QCA
- (4) 2007年にナショナルカリキュラムが改訂され、2008年9月の新学期から実施に移された。
- (5) Julia Fiehn, Terry Fiehn, *This is Citizenship 1 (2nd edition)*, Hodder Education, London, 2008. Julia Fiehn, Terry Fiehn, *This is Citizenship 1 (2nd edition) teachers resource book*, Hodder Education, London, 2008. Julia Fiehn, Terry Fiehn, *This is Citizenship 2 (2nd edition)*, Hodder Education, London, 2008. Julia Fiehn, Terry Fiehn, *This is Citizenship 2 (2nd edition) teachers resource book*, Hodder Education, London, 2008. Julia Fiehn, Terry Fiehn, *This is Citizenship 3 (2nd edition)*, Hodder Education, London, 2010. Julia Fiehn, Terry Fiehn, *This is Citizenship 3 (2nd edition) teachers resource book*, Hodder Education, London, 2010.
- (6) DfES, *Diversity and Citizenship : Curriculum Review*. London : DfES, 2007.
- (7) *ibid*, p.18.
- (8) 初等教育学校においては、人格及び社会性の発達のための教育（PSHE : Personal, Social and Health Education）と連携する形で法令教科に準ずるものとされている。英国のナショナルカリキュラムには、週当たりの授業時数の規定がなく、また教科の枠組みも日本のように固定的ではないため、学校によってはPSHEとシティズンシップを同じものとして実施することもあるなど、その実施形態は学校によって様々である。また、中等教育段階の学校においても、必ずシティズンシップを独立した時間としてカリキュラムに設定する義務はなく、ナショナルカリキュラムが示したシティズンシップの教育内容に関連する他の教科や教科活動に読み替えて実施しても良いとされた。
- (9) 「1. 学識ある市民としての知識・理解」「2. 探究とコミュニケーションの技能」「3. 参加と責任ある行動に関する技能」

- (10) 英国のナショナルカリキュラムの記述内容は至ってシンプルであり、比較的具体性をもつ内容が示されている日本の学習指導要領から比べれば、内容の骨格だけが提示されているといったものにすぎない。また、日本では学習指導要領に基づく検定教科書が具体的な内容を記述した主たる教材として存在しているが、英国には教科書検定制度が存在せず、市販のテキストブックは作られてはいるが、それらを使用するかどうかは基本的には各学校・教師に任されている。英語や算数・数学、歴史や地理などの伝統的な教科についてはそれまでのカリキュラム作成の蓄積があるが、新教科であるシティズンシップの場合、年間カリキュラムを作成する際に参考となる具体性のあるものが必要とされた。その参考資料としてQCA（資格カリキュラム機構）とDfES（教育技能省：当時）によって作成されたものが、スキーム・オブ・ワークであり、これはシティズンシップを担当する学校担当者のためのモデルという位置づけで、これに基づく年間カリキュラムが多くの学校でつくられている。
- (11) 「政治的リテラシー」は、クリックレポートに示された3つのストランドの中で中心的な役割を果たすことが期待されているととらえられる。詳細は注2の拙稿を参照のこと。
- (12) 歴史教育の立場からこのような課題を分析・考察したものに次のものがある。戸田善治「連合王国における歴史教育と「アイデンティティ・クライシス」- イングランドにおけるイングリッシュネスとブリティッシュネスを中心に-」『千葉大学人文社会科学研究』no.24, pp. 1-13, 2012.
- (13) *ibid*, DfES(2007), pp.6-7. なお、日本語訳は次の論文を参照した。白崎訓代「多民族社会イギリスにおける公教育の課題-シティズンシップ教育の挑戦」(学位論文・博士(学術)), 2008, p. 131.